

蕨ブランド認定制度 募集要項

1. 蕨ブランド認定制度とは

蕨らしさ（歴史、ストーリー性など）を有したものを審査し、品質も含め一定基準を満たしたものを蕨ブランドとして認定する制度です。

認定品を推奨することにより、蕨ブランドの普及と品質の向上を促進し、地域産業の振興を図っていくとともに、蕨ブランドの発信を通じて市のPRへつなげていきます。

2. 対象品目

市内事業者（蕨市に本店がある）が、蕨らしさ（歴史やストーリー性）を有した企画で、製造又は加工し、一般消費者に販売される民芸品・食料品等。

主な審査項目

- （１）地域性：蕨らしさがあり、蕨市のPRにつながるもの。
- （２）独自性：他にはないユニークな取り組みや、品質、機能などに話題性を有しているもの。知的財産権の取得や、自社で製造又は加工するなど、製造技術や原材料等にこだわりやポリシーがあるもの。
- （３）将来性：今後の事業の継続・発展への展望等から将来にわたり、安定的な販売が見込まれるとともに、その拡大が期待できるもの。

※そのほか、認定にあたっては事業者の実態（信頼性）や総合評価が加味されます。

3. 認定申請

- （１）申請者 蕨市内に本社・本店がある事業者（他の自治体に本社・本店がある場合や、蕨市外に事業所があり自宅だけが市内にある場合等は、申請できません）。
- （２）募集期間 令和7年5月7日（水）～令和7年6月20日（金）
- （３）申請方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに下記あて提出してください。
申請先：蕨市役所3階 商工観光課（蕨市中央5-14-15）

4. 審査方法

別に定める認定基準に基づき、蕨ブランド認定審査会が総合的に審査を行い、決定します。

※7月に実施する一次審査で寸評を行い、その寸評を踏まえ、ブラッシュアップした申請商品を11月に最終審査し、認定の可否を決定。

⇒ 申請すれば、必ず認定されるとはかぎりません。

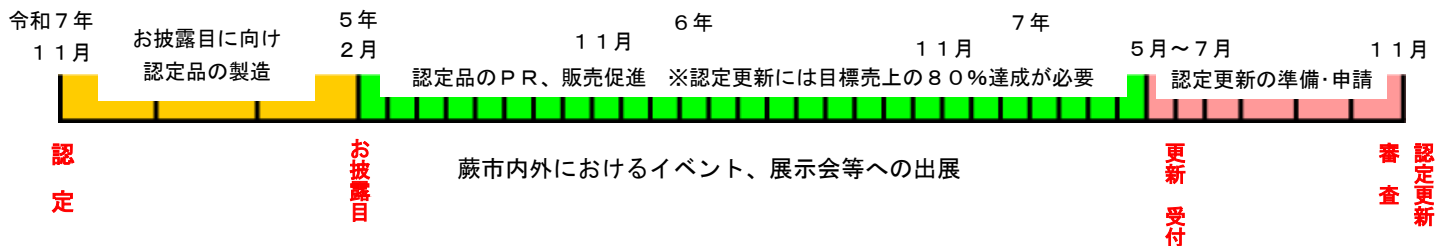
5. 発表

令和7年11月中の発表を予定しております。

ただし、発表時期が変更になる場合がありますのでご了承ください。

6. 認定の有効期間： 認定日から3年間 ※申請により更新可能

※ 認定後のスケジュールイメージ



7. 認定品の特典

- (1) 認定品は、認定書及び認定ステッカー等を交付するとともに、市広報紙・ホームページ、ケーブルテレビ等で紹介するほか、認定品パンフレットへの掲載、マスコミ等への公表など、蕨市、蕨商工会議所をはじめ、関係団体が各種媒体や機会を通じて広くPRします。
- (2) 蕨市内外におけるイベント、展示会等への出展を行い、事業者と消費者を結ぶ機会を提供します。

8. 申請書

申請書は、蕨市商工観光課、蕨商工会議所の窓口で配布、または下記アドレスからダウンロードできます。

蕨市役所 商工観光課 <http://www.city.warabi.saitama.jp>

蕨商工会議所 <http://www.warabicci.org/>

9. 申請先・お問い合わせ

蕨市役所 市民生活部 商工観光課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15 蕨市役所 3階

電話番号：048-433-7750

E-mail: shouko@city.warabi.saitama.jp